

震災対策編

震災対策編

第1部 災害予防..... 震災-1

第1章 地震に強いまちづくり.....	震災-1
第1節 まちの保全.....	震災-1
第2節 地震に強いまちづくりの推進.....	震災-3
第3節 建築物の安全化.....	震災-4
第4節 ライフライン施設の機能確保.....	震災-5
第5節 液状化対策.....	震災-5
第6節 危険物施設等の安全確保.....	震災-5
第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え.....	震災-6
第1節 緊急地震速報と地震情報.....	震災-7
第2節 情報の収集・連絡体制の整備.....	震災-9
第3節 通信手段の確保.....	震災-9
第4節 職員の応急活動体制の整備.....	震災-9
第5節 防災関係機関の連携体制の整備.....	震災-9
第6節 防災中枢機能等の確保.....	震災-9
第7節 救助・救急及び保健医療活動体制の整備.....	震災-9
第8節 消火活動体制の整備.....	震災-10
第9節 緊急輸送活動体制の整備.....	震災-10
第10節 避難の受入体制の整備.....	震災-11
第11節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備.....	震災-12
第12節 広報・広聴体制の整備.....	震災-12
第13節 二次災害の予防.....	震災-12
第14節 複合災害対策.....	震災-12
第15節 防災訓練の実施.....	震災-12
第3章 住民等の防災活動の促進.....	震災-13
第1節 災害被害を軽減する住民運動の展開.....	震災-13
第2節 防災思想の普及.....	震災-14
第3節 住民の防災活動の環境整備.....	震災-14
第4章 要配慮者対策.....	震災-15
第1節 要配慮者対策.....	震災-15
第5章 その他の災害予防.....	震災-16
第1節 孤立化集落対策.....	震災-16
第2節 帰宅困難者対策.....	震災-17
第3節 災害廃棄物対策.....	震災-18
第4節 罹災証明書の発行体制の整備.....	震災-18
第5節 学校施設等の災害予防.....	震災-18
第6節 文化財の災害予防.....	震災-18

第2部 災害応急対策..... 震災-19

第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保.....	震災-19
第1節 地震情報の収集・連絡.....	震災-19
第2節 災害情報の収集・連絡.....	震災-21
第3節 通信手段の確保.....	震災-21
第2章 活動体制の確立.....	震災-22
第1節 災害対策本部の設置.....	震災-22
第2節 災害対策本部の組織.....	震災-23
第3節 災害対策連絡調整.....	震災-24

第4節	災害警戒本部等の設置	震災-24
第5節	職員の非常参集	震災-25
第6節	広域応援の要請等	震災-26
第7節	自衛隊への災害派遣要請	震災-26
第8節	応急措置	震災-26
第3章	救助・救急、医療及び消火活動	震災-27
第1節	救助・救急活動	震災-27
第2節	医療活動	震災-27
第3節	消火活動	震災-27
第4章	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	震災-28
第1節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	震災-28
第2節	交通の確保	震災-28
第3節	緊急輸送	震災-28
第4節	障害物除去	震災-28
第5章	避難の受入活動	震災-29
第1節	避難誘導	震災-29
第2節	指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営	震災-29
第3節	応急仮設住宅等の提供	震災-29
第4節	広域一時滞在	震災-29
第5節	県境を越えた広域避難者の受入れ	震災-29
第6章	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	震災-30
第1節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給	震災-30
第7章	保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	震災-31
第1節	保健衛生活動	震災-31
第2節	防疫活動	震災-31
第3節	行方不明者の捜索及び遺体の処置	震災-31
第8章	被災者等への的確な情報伝達活動	震災-32
第1節	広報・広聴活動	震災-32
第9章	社会秩序の維持に関する活動	震災-33
第1節	社会秩序の維持	震災-33
第10章	施設、設備の応急復旧活動	震災-34
第1節	施設、設備の応急復旧	震災-34
第2節	公共土木施設の応急復旧	震災-34
第3節	電力施設の応急復旧	震災-34
第4節	ガス施設の応急復旧	震災-34
第5節	上下水道施設の応急復旧	震災-34
第6節	電気通信設備の応急復旧	震災-34
第11章	二次災害の防止活動	震災-35
第1節	二次災害の防止	震災-35
第12章	自発的支援の受入れ	震災-36
第1節	ボランティアの受入れ	震災-36
第2節	義援物資・義援金の受入れ	震災-36
第13章	要配慮者対策	震災-37
第1節	要配慮者の災害応急対策	震災-37
第14章	その他の災害応急対策	震災-38
第1節	学校の災害応急対策	震災-38
第2節	文化財の災害応急対策	震災-38
第3節	労働力の確保	震災-38
第4節	災害救助法の適用	震災-38
第5節	動物愛護	震災-38
第6節	帰宅困難者支援	震災-38

第3部 災害復旧・復興..... 震災-39

第1節	復旧・復興の基本方向の決定.....	震災-39
第2節	原状復旧.....	震災-39
第3節	計画的復興の推進.....	震災-39
第4節	被災者等の生活再建の支援.....	震災-39
第5節	被災中小企業等の復興の支援.....	震災-39
第6節	公共施設の復旧.....	震災-39
第7節	激甚災害法の適用.....	震災-39
第8節	復旧資金の確保.....	震災-39

第1部 災害予防

地震に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。

- 大規模地震が発生しても、それに耐えられるまちをつくる
- 発生した被害に対しての迅速かつ的確な災害応急対策の体制を構築する
- 住民の防災活動を推進する
- 関係機関と平時から「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努める

特に住民の防災活動の推進に関しては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る必要がある。

第1章 地震に強いまちづくり

地方公共団体は、治山、治水その他の国土の保全に関する事項、建物の不燃堅牢化その他都市の防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項の実施に努めることとされている。(災対法第8条第2項第2号、第3号、第4号)

このため、市は、次の計画の実現に向けて努力するものとする。

第1節 まちの保全

《産業観光部、都市建設部》

1 水害防止事業の推進

- (1) 本市には大小の農業用ため池があることから、地震による堤防や水門等の損壊に伴う水害の発生を防止するため、農業用排水施設管理者その他堤防・水門等の管理者は、それぞれが管理する施設について平常時から巡視・点検を励行し、危険度の高い箇所から順次計画的に補強又は改修を進めるものとする。
- (2) 市は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

2 土砂災害防止事業の推進

- (1) 地震による土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の土砂災害の発生を防止するため、土砂災害防止事業の各実施機関は、土砂災害に係る危険箇所を「砂防指定地」(砂防法)、「地すべり防止区域」(地すべり等防止法)、又は「急傾斜地崩壊危険区域」(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)の指定の推進に努めるとともに、危険度の高い箇所から順次計画的に砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、及び治山事業を計画的に進めるものとする。
- (2) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況等に関する基礎調査を行い、市長の意見を聴きながら、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の指定を行うものとする。
- (3) 市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを県(危機管理課、建築課)、国(国土交通省)等と協力して作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。
- (4) 市は、盛土による災害防止に向けた総点検や宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく既存盛土等調査を踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各

法令に基づき、速やかに監督処分や改善命令など、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。

〈関係資料〉

資料編 2－1	災害危険区域一覧
資料編 2－2	砂防指定地
資料編 2－3	急傾斜地崩壊危険箇所
資料編 2－4	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
資料編 2－5	山腹崩壊危険地区
資料編 2－6	地すべり危険区域
資料編 2－7	崩壊土石流出危険区域
資料編 2－9	みどり市内水防重要箇所

第2節 地震に強いまちづくりの推進

《関係各部》

1 地震に強いまちづくりの推進

市は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるに当たっては、地域住民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策をその中に位置づけるよう努めるものとする。

また、都市計画を定めるに当たっては、地震に強い都市構造の形成のため、必要に応じて、「防火地域」又は「準防火地域」を定め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上重要な市街地の整備を推進するとともに、災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図るなど防災に配慮したまちづくりを推進するよう努めるものとする。

特に、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地帯などについては、計画的に整備するよう努めるものとする。

さらに、災害時における電気・水道・ガス・通信サービス等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための共同溝の整備、緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備にも努めるものとする。

2 都市防災構造化推進事業の利用

市は、地震に強いまちづくりを推進するに当たっては、以下の各事業を必要に応じて利用するものとする。

- ①災害危険度判定等調査事業
- ②住民等のまちづくり活動支援事業

第3節 建築物の安全化

《防災危機管理課、都市建設部》

1 建築物の耐震性の確保

市は、建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)

現行の建築基準法の適用を受けない既存建築物の所有者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下この節において「耐震改修促進法」という。)の規定により、耐震診断及び耐震改修に努めることとされている。

建築主事を置く本市は、必要に応じて、学校や病院などの多数の者が利用する建築物等の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について指導及び助言等の措置を行うものとする。

(2) 群馬県耐震改修促進計画

耐震改修促進法では、大規模地震に備えて多数の者が利用する建築物や住宅の耐震診断及び耐震改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の策定を都道府県に義務付けている。

群馬県が策定した群馬県耐震改修促進計画では、多数の者が利用する建築物及び住宅(耐震シェルター等により減災化した住宅を含む。)の耐震化の数値目標を令和7年度までに95%としている。

(3) 耐震改修に係る支援制度

群馬県耐震改修促進計画の目標達成に向けて、市と県が協働し、一定の条件の下で活用可能な耐震化の支援制度を設けているため、その周知を図ることとする。

2 公共建築物及び防災上重要な建築物の安全性の確保

(1) 市及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する公共建築物及び防災上重要な下記施設については、耐震性の確保に特に配慮するものとする。特に、避難場所等防災拠点においては、災害対策機能の整備及び飲料水の確保や消防水利の整備を推進する。

- ①市役所、公民館等の建築物のうち不特定多数の者が利用するもの
- ②学校、体育館
- ③病院、診療所
- ④劇場、観覧場、集会場、展示場、演芸場
- ⑤百貨店、卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ⑥運動施設
- ⑦ホテル又は旅館
- ⑧賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿
- ⑨老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- ⑩博物館、美術館又は図書館
- ⑪遊技場、公衆浴場
- ⑫飲食店、料理店その他これらに類するもの
- ⑬理髪店、質屋、銀行その他これに類するサービス業を営む店舗
- ⑭工場
- ⑮車両の停車場
- ⑯自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- ⑰郵便局、保健所その他これらに類する公益上必要な建築物

なお、市は、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係わるリストの作成及び公表に努めるものとする。

- ##### (2) 市は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- ##### (3) 市は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

3 一般建築物の安全性の確保

地震による建築物の被害は、重大な人的被害の発生をもたらすとともに、火災の発生源ともなり、地震被害の軽減対策上極めて重要であるため、一般建築物についても、耐震化の知識の普及を図るも

のとする。その際、建築設備、ブロック塀、自動販売機、窓ガラス、看板、屋内の家具等の転落・落下対策についても周知を図る。

4 建築物の非構造部材の脱落防止対策等の推進

市及び建築物の所有者は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

5 文化財の保護

市は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。
年1回以上転倒・倒壊対策、消防設備の整備状況等その管理状況を調査し、これに基づき必要な措置を講ずる。

6 空き家等の把握

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

〈関係資料〉

資料編 7-7

文化財関係

第4節 ライフライン施設の機能確保

(風水害・雪害対策編第1部第1章第8節「ライフライン施設の機能確保」に準ずる。)

第5節 液状化対策

《関係各部》

1 公共施設等における液状化被害の防止

公共施設の管理者及び病院、学校、百貨店、ホテル等多数の者が利用する施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ適切に実施するものとする。特に、大規模開発に当たっては、液状化被害の防止に特段の配慮を行うものとする。

2 液状化対策の知識の普及

市は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等のマニュアル等による普及を始め、住民への液状化対策の知識の普及を図るものとする。

第6節 危険物施設等の安全確保

《防災危機管理課》

危険物施設が損傷すると、周辺住民のみならず広範囲にわたる被害をもたらすおそれがあることから、危険物施設等の現況を適確に把握しておくとともに、法令上の基準の遵守及び施設・設備等の耐震化に関する指導の徹底並びに自衛消防組織による訓練等の充実や防災関係機関との連携体制の強化を進めるものとする。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

災害時の備えとして、市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。その上で、地震が発生し、大規模な被害が発生した場合は、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を最小限に抑えるための活動を行う。

また、市は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

災害応急対策の内容は、最初に被害規模等を把握するための情報収集を迅速に行い、次いでその情報に基づいて所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進め、さらには避難対策、必要な生活支援（食料、水等の供給）の実施である。

特に、避難については、「命を守る避難」、「短期の避難生活」、「長期の避難生活」の3つの段階に分けて検討することが重要である。命を守る避難として分散避難の推進、短期の避難生活として寝床（ベッド）、食事、トイレ等をはじめとした避難所生活の質の向上、長期の避難生活として応急仮設住宅等への早期移行など、各段階において、住民、行政、民間事業者、地域コミュニティ、NPO等で取り組むものとする。

また、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。（以下震災対策編において、「高齢者等避難」及び「避難指示」をまとめて「避難指示等」という。）

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

さらに、効果的・効率的な防災対策を行うためには、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフラインの応急復旧、被災者への情報提供、二次災害の防止という段階を踏んで災害応急対策が進められていくものである。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

第1節 緊急地震速報と地震情報

《防災危機管理課》

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

緊急地震速報（警報）は、震度5弱以上を予想した場合または、長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上が予想される地域または、長周期地震動階級3以上を予想した地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、気象庁が発表する。緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上が予想される場合または長周期地震動階級4が予想される場合は特別警報（地震動特別警報）に位置づけられる。

緊急地震速報で用いる区域の名称

県名	区域の名称	郡市町村名
群馬県	群馬県北部	沼田市、吾妻郡〔中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町〕、利根郡〔片品村、川場村、昭和村、みなかみ町〕
	群馬県南部	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、 みどり市 、北群馬郡〔榛東村、吉岡町〕、多野郡〔上野村、神流町〕、甘楽郡〔下仁田町、南牧村、甘楽町〕、佐波郡〔玉村町〕、邑楽郡〔板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町〕

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

(2) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は気象庁から日本放送協会（NHK）に伝達される。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）経路による市の防災無線等を通して住民に伝達される。

2 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、群馬県は群馬県北部と群馬県南部の2区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発

	・都市部など著しい被害が発生する可能性のある地域で規模の大きな地震を観測した場合	表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を10分程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

3 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

(1) 地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

(2) 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月ごとまたは週ごとに作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週ごとの資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日午後（金曜日が休日の場合は、それ以降の最初の平日）に発表している。

4 南海トラフ地震関係

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といい、昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから70年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大規模地震の切迫性が高まってきている。

気象庁では、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の発表を行う。

情報の種類と発表条件

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※防災対応がとりやすいよう キーワードを付して情報発表	(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）	

第2節 情報の収集・連絡体制の整備

《防災危機管理課》

1 緊急地震速報の伝達体制等の整備

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

また、受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。

なお、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

（その他の事項は風水害・雪害対策編第1部第2章第4節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。）

第3節 通信手段の確保

（風水害・雪害対策編第1部第2章第5節「通信手段の確保」に準ずる。）

第4節 職員の応急活動体制の整備

（風水害・雪害対策編第1部第2章第6節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。）

第5節 防災関係機関の連携体制の整備

（風水害・雪害対策編第1部第2章第7節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。）

第6節 防災中枢機能等の確保

（風水害・雪害対策編第1部第2章第8節「防災中枢機能等の確保」に準ずる。）

第7節 救助・救急及び保健医療活動体制の整備

（風水害・雪害対策編第1部第2章第9節「救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備」に準ずる。）

第8節 消火活動体制の整備

《消防団、消防機関》

1 消防力の整備

市は、「消防力の整備指針」に適合するように消防組織の拡充・強化、消防施設の充実に努めるものとする。

また、地震による火災に備え、「消防水利の基準」に適合するように消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、農業用水等の自然水利、水泳プール、ため池等を指定消防水利として活用し、その多様化を図るとともに、適正な配置に努めるものとする。

2 出火の防止

(1) 住民に対する啓発

消防機関及び市は、地震時における火災予防思想の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者に対し、消火に必要な技術等を教授するものとする。

(2) 防火管理等の教育

消防機関は、防火管理者の講習において、地震時の防災対策について教育するものとする。

(3) 予防査察における指導

消防機関は、防火対象物の状況を把握し、予防査察において関係者に対し地震時の防火安全対策を指導するものとする。

3 住民及び企業の消火活動体制の整備

地震発生後の火災は、同時多発的に発生することが考えられるので、初期消火が特に重要となる。

また、初期消火は、住民や企業が地域ぐるみで取り組むことがもっとも効果大きい。

このため、消防機関及び市は、次の対策を講ずるものとする。

(1) 地域ぐるみの消防訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

(2) 企業の防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練指導を行い、企業における自衛消防力の強化を図る。

4 消火活動計画の作成及び消火訓練の実施

大規模地震による火災は、同時多発的に発生し、道路の損壊も加わり、迅速な消防活動が困難となる場合が多い。

このため、消防機関は、消防水利の確保及び迅速な消火活動の具体的な方法について計画を作成し、当該計画に基づき平常時から消火訓練を行うものとする。

また、当該計画には、救急活動、救助活動及び消火活動の振り分け又は優先順位を盛り込むこととし、必要に応じ広域応援又は県(危機管理課)を通じての県警察、自衛隊の応援を要請することを予定しておくものとする。

第9節 緊急輸送活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第10節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。)

第10節 避難の受入体制の整備

《保健福祉部、都市建設部、教育部》

震災時には、建物の損壊、焼損等による二次災害の発生及び避難住民の大量発生が予想される。

このため、市は、住民を適切に誘導し避難させるとともに、避難住民に対し、指定避難所、応急仮設住宅を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

1 避難誘導計画

- (1) 市は、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 市は、消防機関、桐生警察署等と協議して地域防災計画等の中に避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。
なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（分散避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (5) 劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。
なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。
- (6) 市は、避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。以下同じ。）を速やかに避難誘導するため、第2部第4章第1節により、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。
- (7) 市は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- (8) 市は、外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備に努めるものとする。また、住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知や、防災情報の伝達が困難な外国人に対する取組の推進など、災害発生時における外国人の避難支援等が適切に行われるよう努めるものとする。
- (9) 市は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。
- (10) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

（その他の事項は風水害・雪害対策編第1部第2章第11節「避難の受入体制の整備」に準ずる。）

第11節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第11節「食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備」に準ずる。)

第12節 広報・広聴体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第12節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。)

第13節 二次災害の予防

《防災危機管理課、都市建設部》

1 被災建築物・宅地の応急危険度判定技術者の確保

- (1) 市は、地震等に伴う建物の倒壊による二次災害を防止するとともに、恒久的復旧までの間建物の使用に対する住民の不安を取り除くため、「群馬県被災建築物応急危険度判定実施要綱」に基づき被災建築物応急危険度判定実施本部を組織し判定業務に当たるとともに、被災建築物の危険度を応急的に判断する被災建築物応急危険度判定士の養成・登録等の施策を推進するものとする。
- (2) 市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定士の養成・登録等の施策を推進するものとする。
- (3) 市は、地震後の降雨等による洪水、土石流、急傾斜地崩壊等の二次災害を防止するため、「群馬県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき危険度判定実施本部を組織し判定業務に当たるものとする。

2 危険物等による被害の防止

消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質若しくは毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、地震によって、これらの危険物等による二次災害が発生しないよう、災害予防計画を策定するとともに防災訓練を行うものとする。

3 木造住宅密集地域における避難誘導体制の整備等

市は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努めるものとする。

4 災害関連死の予防

被災後の避難生活で体調を崩すこと等により亡くなってしまう災害関連死を予防するため、市は、快適な避難所環境や被災者の健康維持の取組について平時から検討するものとする。

第14節 複合災害対策

(風水害・雪害対策編第1部第2章第15節「複合災害対策」に準ずる。)

第15節 防災訓練の実施

(風水害・雪害対策編第1部第2章第16節「防災訓練の実施」に準ずる。)

第3章 住民等の防災活動の促進

災害から住民の生命、身体及び財産を守ることは、市に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。住民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るように行動することが重要である。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

さらに、発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。このため、住民には、地震発生時に、初期消火を行う、近隣の負傷者・避難行動要支援者を救出・救助する、市が行う防災活動に協力するなど防災に寄与することが求められる。

したがって、市は、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、住民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

第1節 災害被害を軽減する住民運動の展開

（風水害・雪害対策編第1部第3章第1節「災害被害を軽減する住民運動の展開」に準ずる。）

第2節 防災思想の普及

《防災危機管理課》

1 緊急地震速報の普及、啓発

防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

また、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとする。

（住民が緊急地震速報を見聞きした場合にはとるべき行動）

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	○頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して火を消そうとしない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	○館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	○ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ○ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ○丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	○後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ○ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

（その他の事項は風水害・雪害対策編第1部第3章第2節「防災思想の普及」に準ずる。）

第3節 住民の防災活動の環境整備

（風水害・雪害対策編第1部第3章第3節「住民の防災活動の環境整備」に準ずる。）

第4章 要配慮者対策

第1節 要配慮者対策

（風水害・雪害対策編第1部第4章第1節「要配慮者対策」に準ずる。）

第5章 その他の災害予防

第1節 孤立化集落対策

(風水害・雪害対策編第1部第5章第1節「孤立化集落対策」に準ずる。)

第2節 帰宅困難者対策

《防災危機管理課、政策企画部、保健福祉部》

震災時には、鉄道等の交通網の支障により、通学・通勤等の滞在先から自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が予想される。帰宅困難者が発生した場合、帰宅困難者自身の安全の問題や、多数の徒歩帰宅者による緊急路を含む道路渋滞等の問題が予想され、帰宅不能の場合には交通機関の復旧までの滞在所の確保等が必要となる。

このため、帰宅困難者に対しての情報提供、各種支援などを、平素から検討しておく必要がある。

1 帰宅困難者の予測

群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）では、帰宅困難者を「群馬県民が県内の他市町村へ通勤・通学等で外出し、滞在先で地震が発生したために自宅に戻れずに外出先に滞留する人」と定義し、交通手段は問わず、鉄道の機能障害により帰宅することができない人の数を予測した。

その結果は、以下のとおりであり、県内でも多くの帰宅困難者が発生する可能性があることが明らかとなった。

【帰宅困難者数の予測結果一覧表】

（群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）から抜粋）

単位：人

通勤者・通学者			関東平野北西縁 断層帯主部		太田断層		片品川左岸断層	
市町村 内から	市町村 外から	合計	帰宅 困難者	徒歩 帰宅者	帰宅 困難者	徒歩 帰宅者	帰宅 困難者	徒歩 帰宅者
909,462	370,537	1,279,999	146,100	1,133,899	104,401	1,175,598	0	1,279,999

2 帰宅困難者に対する取組み

(1) 普及啓発

市は、企業等における一斉帰宅抑制が実効性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

(2) 一時滞在施設の提供

市は、帰宅困難者のための、指定している既存の指定避難所など、一時滞在施設の提供に努める。特に観光地では、季節に応じて多数の帰宅困難者が予想されることから事前に観光客用の避難施設を指定しておくよう努める。

(3) 備蓄物資の確保

市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(4) 情報提供の体制づくり

市は、一時滞在施設等に関する情報、鉄道、バスの運行、道路の復旧情報などに関する情報を防災拠点における張り紙や、ラジオ等の放送機関からの放送により、迅速に提供できる体制を整備する。

(5) 徒歩帰宅者の支援対策

市は、大量の徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、水・食料・トイレ・休息の場・情報等の提供が行えるよう努める。

また、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求める。

3 事業所等の取組み

(1) 従業員の待機

事業所等は、交通機関が運行停止となり、運行の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所付近の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、必要に応じて、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

(2) 備蓄の確保

事業所等は、従業員が事業所内に待機できるよう、必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める

ものとする。

(3) 事業所等における環境整備

事業所等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒防止等、従業員が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

(4) 事業継続計画（BCP）等への位置づけ

事業所等は、事業継続計画（BCP）等において、従業員等の待機及び帰宅の方針等をあらかじめ定めておき、従業員への周知に努めるものとする。

(5) 安否確認方法の周知

事業所等は、地震等発生時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段活用の周知に努めるものとする。

4 大規模集客施設等の取組み

大規模な集客施設や駅など不特定多数の者が利用する施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導体制の整備に努めるものとする。

5 各学校の取組み

各学校は、児童・生徒等が学校内に一定期間待機できるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

第3節 災害廃棄物対策

（風水害・雪害対策編第1部第5章第2節「災害廃棄物対策」に準ずるものとするが、市、施設管理者及び建築物所有者は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化に努めるものとする。）

第4節 罹災証明書の発行体制の整備

（風水害・雪害対策編第1部第5章第3節「罹災証明書の発行体制の整備」に準ずる）

第5節 学校施設等の災害予防

（風水害・雪害対策編第1部第5章第4節「学校施設等の災害予防」に準ずる）

第6節 文化財の災害予防

（風水害・雪害対策編第1部第5章第4節「文化財の災害予防」に準ずる）

第2部 災害応急対策

災害応急対策の実施に当たっては、住民に最も身近な行政主体として、第1次的には市が当たり、県は、市を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。

また、県及び市の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

地震発生後、防災関係機関は最初に被害規模等の情報を収集し、関係機関に連絡し、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進める。さらに、避難対策、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害(土砂災害、風水害、建築物倒壊など)の防止を行う。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

地震が発生した場合、地震情報(震度、震源、規模、地震活動の状況等)、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

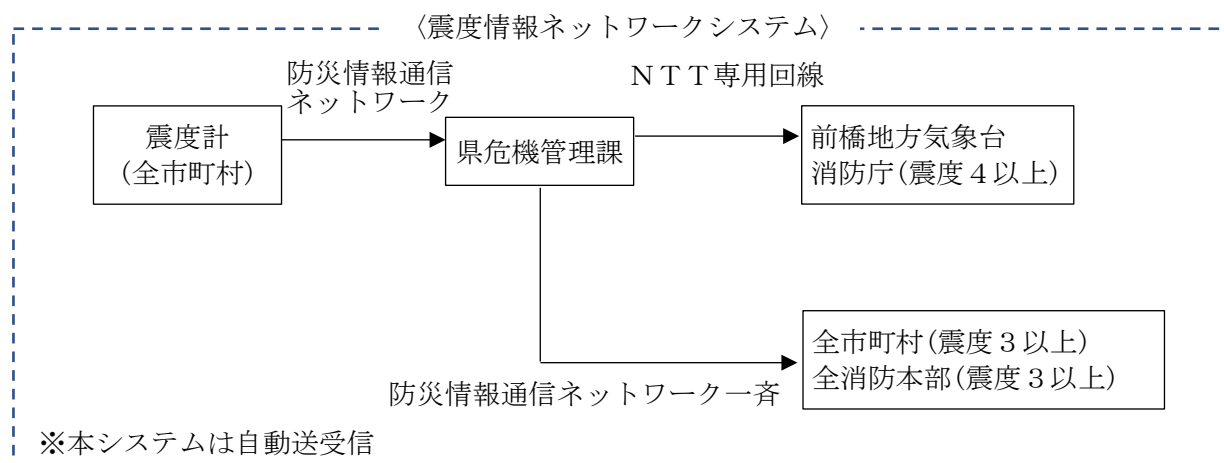
第1節 地震情報の収集・連絡

《防災危機管理課》

1 震度情報の収集及び連絡

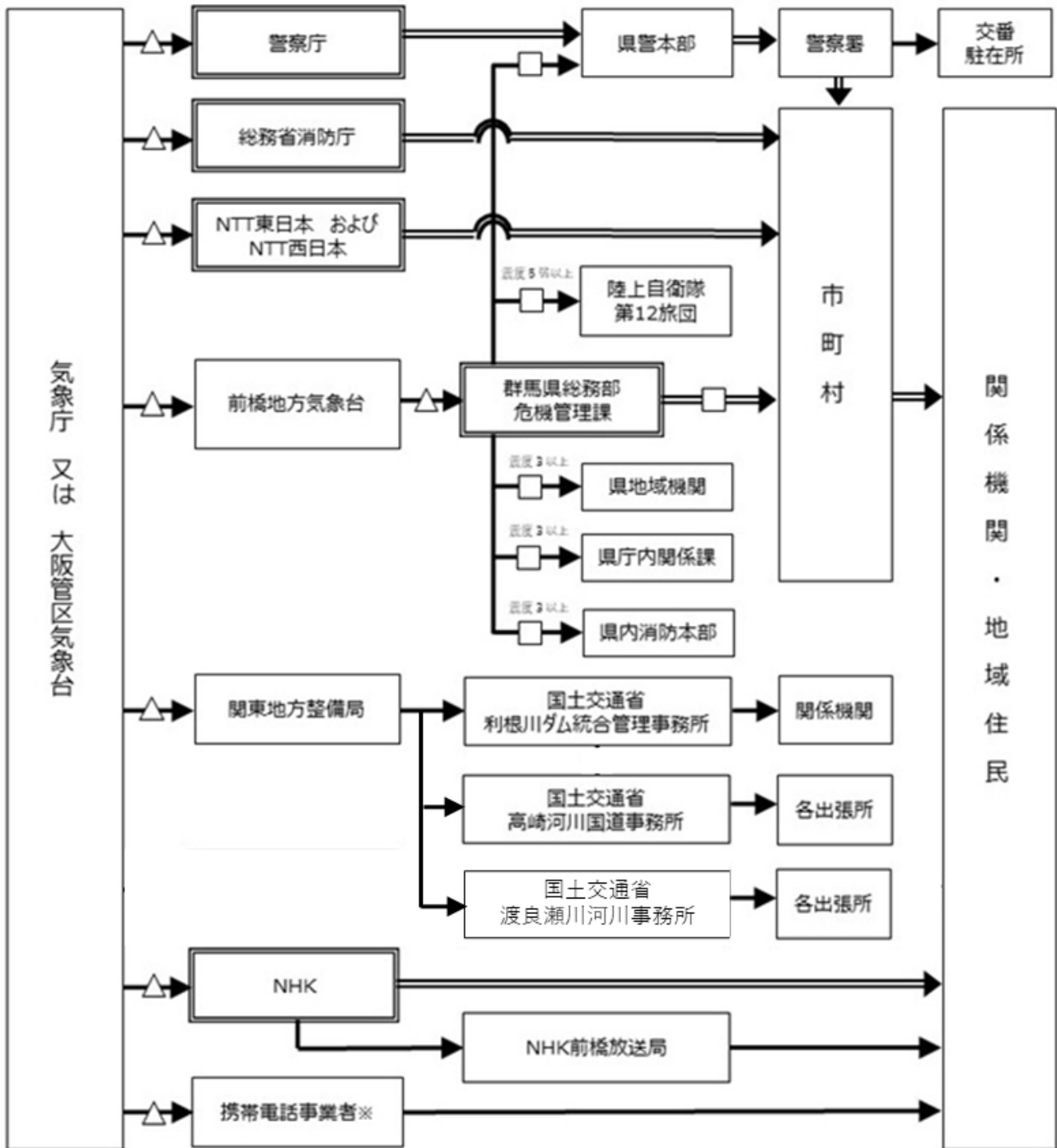
(1) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の把握とその伝達

県(危機管理課)の「震度情報ネットワークシステム」により、県内35市町村(70地点)すべてに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、その情報はN T T一斉F A X (N T T回線の途絶の場合は、県防災行政無線一斉F A X)にて速やかに関係機関に伝達される。



(2) 気象庁ネットワークによる地震情報の伝達

前橋地方気象台は、取りまとめた地震情報(規模、震源、震度等)を気象庁のオンライン及び「防災情報提供システム(インターネット)」により各機関へ伝達するものとし、当該情報を受信した各機関は、次図により決められた周知機関等に伝達するものとする。市へは、群馬県総合防災情報システムにて伝達される。



※ 緊急速報メールは、緊急地震速報（警報）が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

（注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先

（注）二重線の経路は、気象業務法第15条の2から6及び第15条の二の2から5によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

△ 専用回線

□ 県防災情報通信ネットワーク

(3) 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による緊急地震速報の伝達

気象庁が取りまとめた地震情報等を消防庁の「全国瞬時警報システム（J-A L E R T）」により、人工衛星を利用して県、市その他の機関に速やかに伝達される。その地震情報は、市内の小中学校等を含む32の公共施設に自動配信され、館内放送設備等により伝達される。

第2節 災害情報の収集・連絡

(風水害・雪害対策編第2部第2章第1節「災害情報の収集・連絡」に準ずる)

第3節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる)

第2章 活動体制の確立

地震による被害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づく判断により、防災関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の活動体制を迅速に確立する必要がある。

第1節 災害対策本部の設置

《防災危機管理課》

1 設置の決定

市長は、次のいずれかに該当するときは、防災の推進を図るため、災害対策本部の設置を決定する。

- (1) 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 市内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該被害について災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され、又は適用される見込みがあるとき。
- (3) 震度にかかわらず、市内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応を行うため市長が必要と認めたとき。

(その他の事項は風水害・雪害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。)

第2節 災害対策本部の組織

《防災危機管理課》

災害対策本部の組織及び編成は、「みどり市災害対策本部条例」及び本計画に定めるところによる。

1 災害対策本部の組織編成

災害対策本部の動員体制は、次のとおりとする。

(1) 1号体制：初期活動（地震発生後おおむね30分以内の完了を目標）

部	笠懸庁舎	大間々庁舎	農林業センター	東支所	教育庁舎
緊急総務部	防災総括班 総務部機動班			東市民班	教育部総務班
緊急対応部	政策企画部機動班 市民部総務班 市民部機動班 (競艇事業局) (会計局)	大間々市民班 保健福祉部総務班 保健福祉部機動班 (議会事務局) (監査委員事務局)	産業観光部総務班 産業観光部機動班 都市建設部総務班 都市建設部機動班		教育部機動班
消防団	みどり市消防団				

※ 勤務時間外の発災においても上記班編成を原則とするが、職員の参集状況と災害状況に応じて緊急総務部は職員を振り分けることができる。

※ 各出先機関は、来庁者の安全確保を図るとともに当該施設の安全及び通信の状況確認をする。

(2) 2号体制：対策活動（地震発生後おおむね30分以降における組織）

部	笠懸庁舎	大間々庁舎	農林業センター	東支所	教育庁舎
総務部	防災総括班 総務部機動班			東支所 東市民班	教育部 教育部総務班 教育部機動班
政策企画部	政策企画部機動班				
市民部	市民部総務班 市民部機動班	大間々市民班			
保健福祉部		保健福祉部総務班 保健福祉部機動班 （注　こども未来 戦略局と健康づく り局は保健福祉部 機動班に含める。）			
産業観光部			産業観光部総務班 産業観光部機動班		
都市建設部			都市建設部総務班 都市建設部機動班		
	（競艇事業局） （会計局）	（議会事務局） （監査委員事務局）			
消防団	みどり市消防団				

2 災害対策本部内の事務分掌

災害対策本部内の事務分掌は、概ね次表のとおりとする。

(1) 1号体制：初期活動（地震発生後おおむね30分以内の完了を目標）

部・局	分掌事務
緊急総務部 危機管理監 総務部長 政策企画部長 教育部長 東支所長	1 災害対策本部の立ち上げに関すること。 2 市庁舎の機能維持に関すること。 3 通信の確保に関すること。 4 各種情報収集及び取りまとめ・報告に関すること。 5 県及び消防機関との連絡調整及び報告に関すること。 6 報道機関との連絡調整に関すること。 7 その他本部長が命じた事項に関すること。
緊急対応部 市民部長 保健福祉部長 産業観光部長 都市建設部長 健康づくり局長 競艇事業局長 会計管理者 議会事務局長 監査委員事務局長	1 各種情報収集及び伝達・報告に関すること。 2 住民への広報に関すること。 3 消防活動に関すること。 4 その他本部長が命じた事項に関すること。

(2) 2号体制：対策活動（地震発生後おおむね30分以降における組織）

風水害・雪害対策編第2部第3章第2節4「災害対策本部内の事務分掌」に準ずる。

（その他の事項は風水害・雪害対策編第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。）

第3節 災害対策連絡調整

（風水害・雪害対策編第2部第3章第3節「災害対策連絡調整」に準ずる。）

第4節 災害警戒本部等の設置

《防災危機管理課》

1 自主警戒体制の設置

自主警戒体制の責任者は、危機管理監とし、各部署の分掌事務は、災害対策本部の事務分掌に準ずるものとする。

責任者：危機管理監（下記◎は各庁舎等責任者）	
笠懸庁舎	◎総務部長、政策企画部長、市民部長、会計管理者、各部の連絡員・防災担当者、総務部所属課職員
大間々庁舎	◎保健福祉部長、こども未来戦略局長、健康づくり局長、議会事務局長、監査委員事務局長、各部の連絡員・防災担当者、大間々市民生活課員
農林業センター	◎産業観光部長、都市建設部長
東支所	◎東支所長、東市民生活課員
教育庁舎	◎教育部長、連絡員・防災担当者

（その他の事項は風水害・雪害対策編第2部第3章第4節「災害警戒本部等の設置」に準ずる。）

第5節 職員の非常参集

《関係各部》

1 意思決定の基準

- (1) 市における震災時の災害対策に係る意思決定は、災害対策基本法に基づき市長（災害対策本部長）が行う。
- (2) 市長が意思決定できない場合（出張等により即座に連絡が取れない場合を含む。）の職務の代理者は、次のとおりとする。

順位	職名
第1順位	副市長
第2順位	教育長
第3順位	危機管理監

2 職員配備体制基準

震災時の職員の配備は次のとおりとする。

なお、災害対策本部体制は、初動活動を的確に行うため、地震直後の最初期から体制が整うまでの応急体制（1号体制）とそれ以降の組織（2号体制）をそれぞれ定めて対応する。

組織体制	災害事象
自主警戒体制 責任者：危機管理監	・市内に震度4以上の地震が発生したとき。
災害警戒本部体制 本部長：危機管理監	・市内に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 ・東海地震に関して地震防災対策強化地域判定会が招集されたとき。 ・東海地震に関して大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく警戒宣言が発せられたとき。 ・震度にかかわらず市内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係課相互の緊密な連絡・調整を図るため、危機管理監と関係部長等が協議の上必要と認めたとき。
災害対策本部体制 直後は1号体制 それ以降は2号体制 本部長：市長	・市内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 ・市内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該被害について災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、又は適用される見込みがあるとき。 ・震度にかかわらず、市内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応を行うため市長が必要と認めたとき。

3 職員の非常参集基準

市における、震災時における職員の非常時動員基準は、下表のとおりとする。

動員体制	動員規模	活動基準
自主警戒体制	災害対策本部 本部員及び連絡員	主として情報の収集・連絡活動を実施するとき。
災害警戒本部体制	各所属の約50%に相当する人数	災害警戒本部を設置し、主として情報の収集・連絡活動を実施するとき。
災害対策本部体制	全職員	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要があるとき。

4 自主登庁

職員は、勤務時間外において地震の発生を知ったときは、次表の基準に従って自主的に登庁しなければならない。

震度	自主登庁する職員
4	自主警戒体制として各所属で定めた者
5弱又は5強	災害警戒本部体制として各所属で定めた者
6弱以上	全職員

(その他の事項は風水害・雪害対策編第2部第3章第5節「職員の非常参集」に準ずる。)

第6節 広域応援の要請等

(風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「広域応援の要請等」に準ずる。)

第7節 自衛隊への災害派遣要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第7節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

第8節 応急措置

(風水害・雪害対策編第2部第3章第8節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

第3章 救助・救急、医療及び消火活動

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うこと、さらに、災害の拡大を防止するため、消火活動を迅速・的確に行うことは、住民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

第1節 救助・救急活動

(風水害・雪害対策編第2部第5章第2節「救助・救急活動」に準ずる。)

第2節 医療活動

(風水害・雪害対策編第2部第5章第2節「医療活動」に準ずる。)

第3節 消火活動

《消防団・消防機関》

1 被災地内の消防機関及び住民等による消火活動

(1) 住民及び自主防災組織による消火活動

大規模地震発生直後は、建築物の倒壊、道路施設の損壊等により道路交通網が寸断され、消防機関による消火活動が一時的に機能しない事態が予測される。このため、住民及び自主防災組織は、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

(2) 企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努めるものとする。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力するものとする。

(3) 消防機関による消火活動

ア 消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努めるものとする。

イ 消防機関は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求めるものとする。

ウ 消防機関は、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の派遣を要請するよう、直ちに知事(消防保安課)に要求するものとする。

エ 消防機関の具体的な消防活動については、各機関で定める消防計画による。

第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急活動、医療活動及び消火活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

第1節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

（風水害・雪害対策編第2部第6章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。）

第2節 交通の確保

（風水害・雪害対策編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。）

第3節 緊急輸送

（風水害・雪害対策編第2部第6章第3節「緊急輸送」に準ずる。）

第4節 障害物除去

（風水害・雪害対策編第2部第6章第4節「障害物除去」に準ずる。）

第5章 避難の受入活動

地震発生後、速やかに指定緊急避難場所へ誘導することは人命の確保につながるものであり、また、住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所で当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。

なお、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる必要がある。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

第1節 避難誘導

（風水害・雪害対策編第2部第1章第3節「避難誘導」に準ずる。）

第2節 指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営

（風水害・雪害対策編第2部第7章第1節「指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」に準ずる。）

第3節 応急仮設住宅等の提供

（風水害・雪害対策編第2部第7章第2節「応急仮設住宅等の提供」に準ずる。）

第4節 広域一時滞在

（風水害・雪害対策編第2部第7章第3節「広域一時滞在」に準ずる。）

第5節 県境を越えた広域避難者の受入れ

（風水害・雪害対策編第2部第7章第4節「県境を越えた広域避難者の受入れ」に準ずる。）

第6章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

市は、被災者の生活を維持するために必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。そのため、それぞれが備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B－P L o）を活用し、情報共有を図るものとする。

第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

（風水害・雪害対策編第2部第8章第1節「食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給」に準ずる。）

第7章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

市は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

第1節 保健衛生活動

（風水害・雪害対策編第2部第9章第1節「保健衛生活動」に準ずる。）

第2節 防疫活動

（風水害・雪害対策編第2部第9章第2節「防疫活動」に準ずる。）

第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置

（風水害・雪害対策編第2部第9章第3節「行方不明者の捜索及び遺体の処置」に準ずる。）

第8章 被災者等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

第1節 広報・広聴活動

（風水害・雪害対策編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。）

第9章 社会秩序の維持に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

第1節 社会秩序の維持

（風水害・雪害対策編第2部第11章第1節「社会秩序の維持」に準ずる。）

第10章 施設、設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止ための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

第1節 施設、設備の応急復旧

（風水害・雪害対策編第2部第12章第1節「施設、設備の応急復旧」に準ずる。）

第2節 公共土木施設の応急復旧

（風水害・雪害対策編第2部第12章第2節「公共土木施設の応急復旧」に準ずる。）

第3節 電力施設の応急復旧

（風水害・雪害対策編第2部第12章第3節「電力施設の応急復旧」に準ずる。）

第4節 ガス施設の応急復旧

（風水害・雪害対策編第2部第12章第4節「ガス施設の応急復旧」に準ずる。）

第5節 上下水道施設の応急復旧

（風水害・雪害対策編第2部第12章第5節「上下水道施設の応急復旧」に準ずる。）

第6節 電気通信設備の応急復旧

（風水害・雪害対策編第2部第12章第6節「電気通信設備の応急復旧」に準ずる。）

第11章 二次災害の防止活動

地震又は降雨等による水害・土砂災害、地震による建築物・構造物の倒壊等に備え、二次災害対策を講ずる必要がある。

第1節 二次災害の防止

《防災危機管理課、都市建設部、消防機関、土地改良区》

1 二次災害の防止活動

市は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

2 水害・土砂災害対策

- (1) 河川管理者、農業用排水施設管理者その他のダム、水門、水路等の管理者及び土砂災害防止事業実施機関は、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行うものとする。
- (2) 上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、施設の補強、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

3 被災建築物及び被災宅地の二次災害対策

- (1) 市は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。
- (2) 市は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に調査し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るものとする。

4 危険物、有害物質等による二次災害対策

- (1) 消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、火災や爆発のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡するものとする。
- (2) 毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、有害物質の漏えいによる二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、漏えいのおそれが生じた場合は、速やかに当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡するものとする。
- (3) 市は、危険物、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

5 空き家の二次災害対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、文化財担当部局と情報を共有するものとする。

第12章 自発的支援の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられる。このため、市は、これらの支援を適切に受け入れる必要がある。

第1節 ボランティアの受入れ

（風水害・雪害対策編第2部第13章第1節「ボランティアの受入れ」に準ずる。）

第2節 義援物資・義援金の受入れ

（風水害・雪害対策編第2部第13章第2節「義援物資・義援金の受入れ」に準ずる。）

第13章 要配慮者対策

第1節 要配慮者の災害応急対策

(風水害・雪害対策編第2部第14章第1節「要配慮者の災害応急対策」に準ずる。)

第14章 その他の災害応急対策

第1節 学校の災害応急対策

《教育部》

1 地震情報の把握

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の管理者(以下この節において「学校管理者」という。)は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や地震の可能性等の情報の把握に努めるものとする。

2 学校施設の安全性の点検

学校管理者は、大規模な地震が発生したときは、校舎の損壊状況を確認し、学校施設の安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行うものとする。

(その他の事項は風水害・雪害対策編第2部第15章第2節「学校の災害応急対策」に準ずる。)

第2節 文化財の災害応急対策

(風水害・雪害対策編第2部第15章第3節「文化財の災害応急対策」に準ずる。)

第3節 労働力の確保

(風水害・雪害対策編第2部第15章第4節「労働力の確保」に準ずる。)

第4節 災害救助法の適用

(風水害・雪害対策編第2部第15章第5節「災害救助法の適用」に準ずる。)

第5節 動物愛護

(風水害・雪害対策編第2部第15章第6節「動物愛護」に準ずる。)

第6節 帰宅困難者支援

(風水害・雪害対策編第2部第15章第7節「帰宅困難者支援」に準ずる。)

第3部 災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重し、市が主体的に取り組むとともに、県及び国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

（風水害・雪害対策編第3部第1節「復旧・復興の基本方向の決定」に準ずる。）

第2節 原状復旧

（風水害・雪害対策編第3部第2節「原状復旧」に準ずる。）

第3節 計画的復興の推進

（風水害・雪害対策編第3部第3節「計画的復興の推進」に準ずる。）

第4節 被災者等の生活再建の支援

（風水害・雪害対策編第3部第4節「被災者等の生活再建の支援」に準ずる。）

第5節 被災中小企業等の復興の支援

（風水害・雪害対策編第3部第5節「被災中小企業等の復興の支援」に準ずる。）

第6節 公共施設の復旧

（風水害・雪害対策編第3部第6節「公共施設の復旧」に準ずる。）

第7節 激甚災害法の適用

（風水害・雪害対策編第3部第7節「激甚災害法の適用」に準ずる。）

第8節 復旧資金の確保

（風水害・雪害対策編第3部第8節「復旧資金の確保」に準ずる。）